

提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の 11 時間となっているとの指摘もある。さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりも指摘。

◎ 職員配置基準の検討に当たっては、

- ・ 保育士の負担の高まりを検証した上で、職員配置を検討すること
 - ・ 8 時間の保育時間と 11 時間の開所時間という実態に即した職員配置が必要
 - ・ 保育の実態・現場の問題に沿った保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保が急務
 - ・ 保育現場でのタイムスタディなどデータ化において検証しつつ、具体化するべき
- 等の意見も考慮して検討することが必要。

- ◆ 保育従事者には保育士資格を有することを求めているところ、保育は、乳幼児期の子どもの発達過程を踏まえ、保育環境を構成し、養護・教育を一体的に行うという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質や専門性はますます高まっている。
- 現在認可保育所の配置基準は保育士に限定をされているが、認定こども園という流れもある中、また就学前まで子どもを預かることに鑑み、幼稚園免許取得者も一定の割合で可能にしていくなど、今後量・質の確保ということにおいて検討すべき。
- ◆ 現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても手薄いと指摘があり、また、8 時間の保育時間を前提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の 11 時間となっているとの指摘もある。さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりも指摘されている。
- 物的な環境だけでなく、人的な環境もどれくらい子どもに対して必要なかというの、科学的根拠を明らかにすべき。
- 現在の運営費の算定は山型理論になっているが、最近は山型が台形に近い状況になってきており（運営費が 8 時間保育を前提になっている一方で、開所時間の 11 時間利用の子どもが増えてきており）、現在の運営費で職員の週 40 時

	<p>間の労働というのは非常に厳しい現実がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まり」について、多分そうだろうと思うものの、きちんと説得力を持つようにするためには、どのようなことを指していてどのような問題が現場で起きているのか、どういふ点で保育士の負担が高まっているのかを検証した上で、さらに手厚くしていく必要があるという結論につなげていくことが必要。 ○ <u>8時間の保育時間と開所時間の11時間の整合性を取ることを含めて、11時間の開所時間の中できちんと40時間労働が確保できる検討が必要。</u> ○ <u>保育所は11時間開所を前提にしているにもかかわらず、保育士の配置基準は8時間を前提として定められてるので、実態にあった配置基準となるように見直すことが必要。</u> ○ <u>短時間保育士の導入により、質の向上を図っていくには、現場として危うくなっている状況にある。</u> ○ <u>同年齢でも発達・育ちの違いがある月齢・年齢（とくに0～3歳児）に応じた職員配置が必要。人員体制の不足から現実としては十分な対応ができなく不安を感じる場合があり、職員配置の拡充は不可欠。配置基準の改善に加え、グループ規模の小規模化が必要。</u> ○ <u>保育の質を確保するには、開所時間中の保育士の配置は配置基準どおりできるよう積算するべき。保育の実態・現場の問題にそった保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保が急務。そのためには、保育現場でのタイムスタディなどデータ化において検証しつつ、具体化するべき。</u> ○ <u>保育の質の向上をはかるためには、保育士が安心・安定して雇用を継続できる環境を整える必要があり、正規保育士として身分保障することのできるよう、短時間・非常勤保育士の配置、非正規保育士の配置には一定の制限をかけることも検討するべき。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方分権 - 保育所に係る最低基準は、子どもの生活の安全、健やかな育ちを保障するために、国が最低限度必要な基準を全国共通のものとして定めているものであるが、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、地方分権の観点から、廃止又は条例へ委任すべきとして、最低基準のあり方について検討が求められている。 ○ 第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針は、一部であっても大都市では面積基準を緩和してもよいということで、この委員会、それから少子化対策特別部会で議論してきた「質」というところからすると、かなりずれている。

- 子どもに保障される保育の質が地域によって差があってはいけない。全国一律にきちんと子どもたちが育つ基準は守る、高めていくことが大前提で議論が始まったと理解。現行の仕組みの中で基準を下げていくことを容認しながら協議をしていくことに価値はあるのか。
- 議会の中で住民の代表の方がきちんと話し合った中で、仮に一時的には子どもの受入れを優先すべきだろうという住民の声が上回ったとすれば、やはり住民あっての行政なので、住民の意見を最優先すべきではないか。
- 「安心こども基金」は公立の整備は対象にならず、株式会社が整備するときも対象にならない。特に公立でやりたいという市町村にとって財源が確保できないので整備を断念せざるを得ない。基金の要件の緩和のような手段も取り得るだろう。
- 待機児童解消までということと、待機児のいる大都市という「東京等」に限定されたということで、少なくとも国の基準、ナショナルミニマムは守られていると理解しており、緊急避難的にはやむを得ない。ここの議論では仕組みを変えるとともに、保育の質を支える条件の向上を望んでいるので、ここの委員会がメッセージとして発信して保育の質も上げていきたい。
- 不幸にして今回のような経済危機が来てしまって議論が煮詰まらないうちに膨大な待機児童が出てしまったという現状がある。そういった中で緊急避難的に、一時的にということである種やむを得ない部分はある。早急に議論を進めていって、このシステムを作って実を上げていくことを取り決めていかなければならない。
- 今の最低基準であっても自治体でもっと高い基準を目指している所もあるし、認可保育所が実際の最低基準よりも面積も職員配置基準もかなり努力してやっているケースがかなり多いと思う。地方に基準の権限を移譲するだけで、直ちにすべての質が一気に下がってしまうというのは、かなり乱暴な議論。ただ、その恐れはあるので、そのリスクをどうやって回避できるのか、質を落とさないだけでなく、むしろもっと上げるようなインセンティブをより強く示せないのかという視点が大事。
- 従うべき基準となっても、国の基準から条例に移譲することによって、質の切り下げという結果になるのではないかということ深く懸念。例外なく利用保障をしていく新たな制度と財源保障がセットでないと、地方分権で質を確保しながら量的拡大も図るのは難しい。
- 待機児童は母親が働かずに家で保育している人ばかりではなく、実際に質の低いサービスを受けている子どもたちが

	<p>いる。少し基準を緩めることにより認可保育所が増えて子どもたちの受けるサービスの質が改善されるのであれば、待機児童のいる間はやむを得ない。とにかく待機児をなくすのが最優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なぜ保育にとって望ましくないことを世論をあげてやろうとしているのか、待機児童をこの 10 年間以上も放置してきて、現場から改革しようという動きが起きてこなかった故に、もう詰め込むしかないというような、非常に乱暴な議論が起きているのではないか。その中で、今まで認可園の枠の中の議論が多かったが、それ以外の子どもたちも含めて、みんなに必要な保育を届けていこうという議論がここで起きている。地方分権でとりあえずこういう結果を出してやるというならば、それをさらに飲み込むようなもっと良い案があるといって、世間に投げかけることを急がなくてはいけない。 ○ 最低基準が地方に任されて、すぐに保育の質が下がるわけではないことは確かにそうだが、懸念するのは、各地方で基準がばらばらの場合に、一般財源化されてしまわないか。 ○ <u>待機児童の関係で都市部に限ってとのことだが、都市部であるほど最低基準より上乗せした基準で認可を行っている実態がある。果たしてその最低基準を緩和してもどうなるのか。しかし、最低基準は守るべき。</u> ○ <u>現行制度のまま最低基準を財政状況の厳しい地方に移譲することは基準の切り下げにつながるおそれがあるので、移譲は財源保障された新たな保育の仕組みの創設と同時にすべき。また、仮に自治体において条例で国の基準とは異なるものとするを認める場合には、現場の実情を踏まえたものとなるよう、当該自治体の利用者、事業者、子育て支援関係者、専門家などで構成される委員会で検討する仕組みが必要。</u> ○ <u>地方において不利益になるような取扱いを簡単に議会が議決するとは思えない。むしろ、定員の弾力化の縛りを少し取り除いてほしいと思っている市町村が多いのではないか。</u> ○ <u>物的環境を、待機児童を抱える東京等に限り、一時的に対応することであっても、結果として子どもの生まれ育つ場所によって、物的環境（面積基準）を下げることを容認するもの。今回の保育制度改革の前提である「質の担保された量の拡大」という基本条件を崩すもの。</u>
○ 多様な保育サービスにおける最低	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質を担保するための仕組みが必要。</u>

<p>基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質を担保するための仕組みが必要である。</u> ○ <u>認可外の中には非常に低い質のサービスを受けている子どもがいる。地域を問わず子どもに保障される保育サービスの質に格差があってはいけない。認可保育所以外の保育サービスの質を高める方法を、ぜひ具体的に今回の新しい仕組みに入れていきたい。</u> ○ <u>認可外保育所の質の向上と利用者間の公平のため、認可基準は満たしていなくても一定の質が担保された認可外保育所を待機児童が利用した場合には費用保障の対象とする仕組みが必要。</u> ○ <u>認可外保育所に十分な費用保障ができていないので、法的に整備していただきたい。</u>
<p>○ 保育内容</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>保育内容については、その基準である保育所保育指針が改正され、本年4月から施行。</u> ◎ <u>今後さらに、保育指針を踏まえた保育の実践・展開を推進していくために、職員等への周知・理解増進・現場の保育実践を担保。</u> ◎ <u>保育指針は評価の際の基準となるものとして機能すべきであり、外からみて客観的な評価へ活用できるようにする必要。</u> ◎ <u>保育指針の不断の見直し、将来の更なる改善等のために、保育実践を踏まえた科学的・実証的な調査研究を行っていくことが必要。</u> ◎ <u>多様な保育サービスについても、その保育内容の基準としての指針が必要。</u> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>保育内容については、その基準である保育所保育指針が改正され、本年4月から施行されている。</u> ○ <u>保育所保育指針が保育の質における最低基準である前提にたつての検討が必要。</u> ○ <u>「保育所における質の向上のためのアクションプラン」の実現化をぜひ図っていただきたい。</u> ○ <u>保育所保育指針にある保護者支援、相談・子育て支援をするためにはそのための体制整備（保育ソーシャルワーカーの配置）が必要であり、また事務体制の整備が必要。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後さらに、保育指針を踏まえた保育の実践・展開を推進していくために、職員等への周知・理解増進・現場の保育実践を担保するとともに、今後どのような取組を行っていくか。 ◆ 評価の際の基準となるものとして機能すべきであり、外からみて客観的な評価へ活用できるようにする必要。 ◆ 保育指針の不断の見直し、将来の更なる改善等のために、保育実践を踏まえた科学的・実証的な調査研究を行っていくことが必要。 ◆ 多様な保育サービスについても、その保育内容の基準としての指針が必要。 ○ 多様なサービスの保育内容について、保育指針で言うような保育計画は必要ない場合もあるが、できるだけ質の高いサービスが保障されるような仕組みを入れていっていただきたい。
○ 保育士の位置付け	<p>◎ <u>以下の視点からの検討が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育サービス従事者の中での保育士</u> 現在は大部分が乳幼児の集団保育に従事している状況（指定保育士養成施設卒業者の46%は保育所、23%は幼稚園に就職）にあるが、新たな仕組みにおける多様なニーズに対応した多様な給付メニューの中で、その専門性をどのように位置付けるか。 ・ <u>児童福祉事業従事者の中での保育士</u> 保育所以外にも児童養護施設、児童自立支援施設等の小学校入学前の児童に限られない児童福祉施設職員の任用資格とされているが、保育士の養成課程等に照らした専門性をどのように考えるか。 <p>◆ 保育サービス従事者の中での保育士 現在は大部分が乳幼児の集団保育に従事している状況（指定保育士養成施設卒業者の46%は保育所、23%は幼稚園に就</p>

	<p>職)にあるが、新たな仕組みにおける多様なニーズに対応した多様な給付メニューの中で、その専門性をどのように位置付けていくか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士はその業務に比べ専門性の認知度が低く、待遇も十分ではない。 ◆ 児童福祉事業従事者の中での保育士 保育所以外にも児童養護施設、児童自立支援施設等の小学校入学前の児童に限られない児童福祉施設職員の任用資格とされているが、保育士の養成課程等に照らした専門性をどのように考えるか。 ○ 保育士の専門性を高めるところはぜひやってほしい。とりわけ社会的養護の世界では全く専門性が足りない状況にあるので、一般保育とは違う専門性ということを早急に議論し、対応を整えるべき。 ○ ケアワークの専門性が弱い。児童福祉施設以外で働く保育士の全国統計がない。
<p>○ 保育士の量・質の確保、計画的な養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>求められる専門性の深化・多様化に対応した保育士養成課程となっているか。また、いくつかの年限の複数のカリキュラムや多様な人材の活用を可能にする養成の仕組みは考えられないかという点について検討が必要。</u> ◎ <u>研修を義務化する等制度的保障の強化について、研修の受講を可能とするために配置の見直しや財源確保と併せて実施することが必要。その際、研修を制度的に保障する保育従事者の範囲について検討することが必要。</u> ◎ <u>実務経験と研修受講を通じて、ステップアップが図られる仕組みについて、保育所の中での役割分担、マネジメント体制とステップアップの頻度等について検討することが必要。さらに、ステップアップした者によるサービス提供が、費用の支払いにおいて評価されることなどによって、処遇の改善につながるような仕組みについて検討することが必要。これに関し、実務経験と研修受講以外基準とすべきものについても検討することが必要。その際、現場に専門的な仕事がなければ、専門的な資格により処遇が改善されないという側面も考慮する必要。</u> ◎ <u>また、退職等によって保育現場を離れている保育士の保育現場への再就職支援をさらに推進することが必要。</u> ◎ <u>さらに、家庭的保育など多様なサービスにおける保育士以外の担い手についても、その質・専門性の向上を図るため、研修等の支援をさらに推進することが必要。</u> ◎ <u>保育士の量・質の確保、計画的な養成について検討するに当たっては、</u>

- ・ 保育士資格取得方法として、多様な保育サービスの実務経験を認めることについて検討することが必要
- ・ 施設長の役割
- ・ 保育士以外の看護師や管理栄養士、調理員などのスタッフの質の向上
- ・ 多様な保育サービスにおける保育士以外の担い手に一定の研修を要件とする仕組みの検討についても考慮することが必要。

- ◆ 求められる専門性の深化・多様化に対応した保育士養成課程となっているか。また、いくつかの年限の複数のカリキュラムや多様な人材の活用を可能にする養成の仕組みは考えられないか。
- 保育士養成制度の問題は、多くの時間を割く必要があるので、別途の委員会を早めに立ち上げて、保育士養成のための国家資格のあり方、養成カリキュラムのあり方とうについては、別途議論を並行的に進めていくことが必要。
- 国家試験導入、法制化のあり方、ステップアップの資格等、保育士資格のあり方そのものや専門性の確立を検討することが必要。保育士養成カリキュラムの改正、保育士資格の構造化（2年の共通課程に例えばいくつかの課程を上乘せ）や分化（保育士資格を就学前保育士、養育（療育）福祉士等に分化）を検討することが必要。施設保育士など子ども家庭福祉のケアワーカーとしての保育士養成を強化することが必要。「保育指導」（保育士の専門性を生かした保護者支援業務）の原理と技術等の体系化と養成教育への導入が必要。
- 保育内容の職務基準が明確になっていないので、複数の保育士資格があった場合、同じ保育の仕事をするとう非常に危うい可能性がある。
- 現行の保育士資格取得の実務経験ルートでは児童福祉施設での経験しか認めていないが、一定の保育研修終了後、多様な保育サービスに従事した者が試験を受けて保育士資格を得るルートを設けるべき。これにより、例えば、特段の専門的職業能力を持たないひとり親家庭の母親が、「集いの広場」に通うことからキャリアを積んで、保育士資格を得、専門職業人として自立するルートも可能になる。
- ◆ 研修を義務化する等制度的保障の強化について、研修の受講を可能とするために配置の見直しや財源確保と併せて実施する必要があるのではないか。その際、研修を制度的に保障する保育従事者の範囲をどうするか。

- 生涯教育として、一人ひとりの研修計画の策定と実施に対する支援を行う必要がある。
- 質の向上のためには保育士の研修が必要であり、保育士に研修を保障するためには、代替職員の確保も課題。
- ◆ **実務経験と研修受講を通じて、ステップアップが図られる仕組みについて、保育所の中での役割分担、マネジメント体制とステップアップの頻度等をどうするか。さらに、ステップアップした者によるサービス提供が、費用の支払いにおいて評価されることなどによって、処遇の改善につながるような仕組みについて検討することが必要ではないか。これに関し、実務経験と研修受講以外基準とすべきものは何か。**
- この分野の労働者の雇用の安定や適正な処遇、適正な賃金水準などの労働市場政策の分野の要素も、検討の中では考慮していくべき。
- 制度改革とともに職員処遇改善等を含めて並行して、保育の質を高めるための条件づくりを考えていくことが必要。
- 保育士不足の解消のため長く続けられる環境づくりと待遇の向上。
- 施設長資格の考え方が出てきていない。
- 施設長の法的な資格は現行の基準では定めがないが、施設長が保育士として現場の経験を踏まえつつ、全体のマネジメントをするという両方の役割を担わなければならないという観点がある。
- いわゆるフラットな教員組織であったものが、幼稚園でいうと、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、一般教諭という、グラデーションを作っている。一方で保育所は、主任保育士という存在が予算上のものとしてあるのみ。主任保育士をどうするのかという視点が要る。
- 保育士だけでなく、看護師や管理栄養士、調理員などの多様な専門スタッフについて、質に絡めてどのようにデザインするかということも必要。
- どのようなキャリア形成と処遇をセットにすれば保育士の能力を一番生かせるのかという議論は、ぜひやっていただきたい。全国的に今どのような状態で、質・量の見通しがどうなっているのか、新しい制度が仮に動き始めたときに、十分確保できる、マクロで確保できるからといって地域的に確保できているのか、もう少し突っ込んだ資料が必要。
- いくら資格を作っても、事業者や施設の側がそういう資格のある人は要らないと思っていると結局駄目。一生懸命資格を取っても良い処遇をもらえないことで、結局入ってこない。保育所で専門的な仕事があるようにしなければ

ならないし、そのように構築すべきということがまずあって、そのプランがあった上で、保育士という資格なり上級資格をどうマッチングさせるかを考えることが必要。

- 専門的なスキルの段階による資格を設けることは、専門性を伴った現場がどのようなものかということ踏まえて慎重に考えることが必要。処遇の改善と資格は容易にセットにしない方がよい。
- 保育士のキャリアアップの仕組み、管理保育士（主任）、専門保育士（たとえば、保育活動専門員、障害児専門保育士、保護者支援専門員等）の導入を具体化。

- ◆ **保育士が長期的な視野を持って従事できるようにするために、キャリアプランの広がり、例えば、保育の現場から、外の職場で専門性を活かしつつ活躍するキャリアコースを提示することができないか。**
- もっと男性保育士が、きちんと処遇もできて、キャリアアップ・キャリアパスが作られて、一生保育所でなくてもその後大学・短大に行けるなど、いろいろな形で男性保育士を人材確保の観点からもっと採用できるような仕組みを考える必要。
- 男性であれ女性であれ、一定の保育をしていくための地位向上ができる仕組みが必要であり、男性保育士に偏る必要はない。

- ◆ **また、退職等によって保育現場を離れている保育士の保育現場への再就職支援をさらに推進する必要がある。**
- 一度辞めた方の再就職であれば、市町村を巻き込んで、例えば何らかの保育人材バンクの全国ネットワークを整備することなどが必要。

- ◆ **さらに、家庭的保育など多様なサービスにおける保育士以外の担い手についても、その質・専門性の向上を図るため、研修等の支援をさらに推進する必要がある。**
- 認可外、家庭的保育、ベビーシッター、ファミリーサポート、一時預かりなどの多様なサービスは、保育士は望ましいが、それだけの保育士が確保できるか、払えるだけの財源が確保できるかという問題がある。難しいのであれば、介護ではヘルパー研修を受けた方が実際に介護サービスを担っているような仕組みもある。多様な保育サービスを担

	<p>う者の研修を具体的にどのような仕組みにするのか。</p> <p>○ <u>認可外保育所や家庭的保育、集いの広場、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどには保育士以外の者が多く従事している。新しい仕組みで保障される保育サービスに従事する者はすべて、少なくとも一定の保育研修を受けた者とすべき。</u></p>
<p>○ 指導監督</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>公的責任を行政が果たす観点から質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>指導監督について検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県と市町村の役割の整理</u> ・ <u>利用者と保育所等の間の保育内容をめぐる苦情処理の仕組み等についても考慮することが必要。</u> </div> <p>◆ <u>公的責任を行政が果たす観点から質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制をどう確保するか。</u></p> <p>○ 指定権者が県という仕組みの中で、市町村が事業者に対して指導監督していく権限をどのように担保していく方法があるのか。市町村が保育所の実施水準に関与していく制度とするべき。</p> <p>○ 指定の法的な性格としては、本来、事業者と市町村の間で、ルールに則って公的保育のサービス提供をすれば公的な財源を保障する契約をするもの。それを市町村ごとに指定するのではなく、都道府県が代わって指定するものである。実施主体である市町村の権限に由来するものである。</p> <p>都道府県と市町村でどのような役割分担をして指導監督をするのが問題になるので、都道府県よりも住民に一番身近な市町村が行うべき指導監督の役割の整理をした上で、市町村が関与することは十分可能だと認識。</p> <p>○ 保護者と保育所との間での保育の内容をめぐる意見の違いや、苦情などの処理をどうするのか。何か仕組みや体制を考える必要があるのではないか。</p>

○ 評価等

◎ 自己評価と第三者評価の連続

質の向上のためには、保育内容、マネージメント体制を含めた保育サービスの運営すべてについて、 不断の評価、検証を行うことが必要不可欠である。 そのために、第三者評価のあり方、受審をどのように促進していくか検討することが必要。 また、第三者評価の意義として第三者評価以前のサービス提供主体として職員一人一人が参画する自己評価の実施が重要であり、こうした自己評価なども含めサービスの質の評価についてのPDCAを組み込んで行くことが必要。

◎ 現在の第三者評価の仕組みを見直し、質の向上につながる実効性のあるものにすべく検討することが必要。

◆ 自己評価と第三者評価の連続

質の向上のためには、保育内容、マネージメント体制を含めた保育サービスの運営すべてについて、不断の評価、検証を行うことが必要不可欠である。そのために、第三者評価のあり方、受審をどのように促進していくか、また、第三者評価の意義として第三者評価以前のサービス提供主体として職員一人一人が参画する自己評価の実施が重要であり、こうした自己評価なども含めサービスの質の評価についてのPDCAを組み込んで行くことが必要でないか。

- 第三者評価については、今の仕組みが果たして良いのかどうか。情報というのはシステムを機能させるための公共財的な意味があるので、今のような第三者評価のコストの問題や今のあり方そのものが良いのかも含めて、厚生労働省として福祉サービスの第三者評価のシステムがより効果を出すような形に見直す必要。
- 現在の第三者評価は、利用者とサービス提供者が契約する中のセーフティーネットの一つとして出てきているもの、質を上げていくインセンティブを持ったア Krediyteshonとしてのもの、新しい保育所保育指針が要請する自己評価に基づくPDCA的な改善しようというものがあり、うまく整理して、どうしたら質を上げていける評価になるのかという観点の議論が必要。
- 質を上げていくことは、評価の実効性を高めていくことが必須。そのためには、実際に使う側の保護者・家庭の評価がどうかという観点も汲み取っていく必要。保護者の評価も、評価の観点として設計上反映すべき。
- 保育の内容をきちんと判断できるような評価基準にすることが必要。

<p>○ 家庭、地域、小学校等との連携による評価のあり方</p>	<p>◎ <u>保育は、家庭、地域、小学校等と密接な関係を持っていることから、これらと連携し、その視点を活かした評価も必要。一方、その際、それらの視点には、それぞれ限界があることに留意することが必要。</u></p> <p>◆ 保育は、家庭、地域、小学校等と密接な関係を持っていることから、これらと連携し、その視点を活かした評価も必要ではないか。一方、その際、それらの視点には、それぞれ限界があることに留意する必要がある。</p>
<p>○ 情報公表</p>	<p>◎ <u>利用者のニーズに合った適切な選択に必要であるとともに、サービスの質の向上の観点からも、職員の保育経験や職員配置、キャリア形成等の実施体制に関する一定の基本情報と、質の確保のための取組などのサービスの内容に関する情報を提供するとともに、自己評価・第三者評価の結果の公表等と、行政による情報提供が適切に行われるよう、制度的な位置付けを検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>保護者が適切かつ円滑にサービスを選ぶために、公表すべき情報は何か。またどのような頻度・方法で公表が行われるべきかについて検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>情報公表について検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>評価の公表について、分かりやすい形で、容易にアクセスできるよう工夫すべき</u> ・ <u>評価・情報公表の仕組みは、利用者・事業者の意見を十分聞くことが必要等についても考慮することが必要。</u> <p>◆ 利用者のニーズに合った適切な選択に必要であるとともに、サービスの質の向上の観点からも、職員の保育経験や職員配置、キャリア形成等の実施体制に関する一定の基本情報と、質の確保のための取組などのサービスの内容に関する情報を提供するとともに、自己評価・第三者評価の結果の公表等と、行政による情報提供が適切に行われるよう、制度的な位置付けを検討することが必要ではないか。</p> <p>○ インターネットは一つの評価の結果を知る手段ではあるが、もう少し簡単に一目でわかるような形での評価の結果がわかるような工夫はないのか。</p>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 評価を公表していく仕掛けも、なるべくいろいろな人が容易にアクセスできるような形を組んでほしい。◆ 保護者が適切かつ円滑にサービスを選ぶために、公表すべき情報は何か。またどのような頻度・方法で公表が行われるべきか。○ <u>多様な保育サービスの質の向上のためには、各事業者が創意工夫をして多様なサービスを提供するとともに、その情報公開を進め、利用者がよりよいサービスを適切に選択することが重要。しかしながら、「介護サービスの情報公表制度」は事業者の費用負担、事務負担が大きい一方、利用者に十分活用されていないと聞いている。評価、情報公表の仕組みは、利用者、事業者の意見を十分聞いて構築すべき。</u> |
|---|